

令和3年4月臨時会 警察危機管理防災委員会の概要

日時 令和3年4月19日（月） 開会 午後 1時
閉会 午後 1時28分

場所 第7委員会室

出席委員 内沼博史委員長

権守幸男副委員長

高橋稔裕委員、高木功介委員、齊藤邦明委員、須賀敬史委員、宮崎栄治郎委員、

鈴木正人委員、東間亜由子委員、浅野目義英委員

欠席委員 なし

説明者 [危機管理防災部関係]

安藤宏危機管理防災部長

内田浩明危機管理課長、武井裕之消防課長、山田勲災害対策課長、

金子亮化学保安課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第84号	令和3年度埼玉県一般会計補正予算（第2号）のうち危機管理防災部関係	原案可決

【付託議案に対する質疑】

須賀委員

今回の議案は、まん延防止等重点措置の適用にも関わることであるため、まずそもそものところをお聞きしたい。まん延防止等重点措置の適用に当たっては、県が措置区域の指定を行うが、危機管理防災部がその所管をすることである。今回、さいたま市と川口市を措置区域として指定したが、その理由は何か。

危機管理課長

東京都区部に接していること、新規陽性者数が多いこと、飲食店の許可件数が多いことを踏まえ、県の新型コロナウイルス感染症専門家会議からも御意見をいただき、さいたま市と川口市を指定した。

須賀委員

新型コロナウイルス感染症拡大防止という観点から、まん延防止等重点措置の区域指定は慎重に行うべきと考える。現在、さいたま市と川口市が措置区域に指定されているが、その間に蕨市がある。一体として対策を行っていくということであれば話は分かるが、措置区域に囲まれた蕨市だけが指定から除かれているという状況は、余り良くない人の流れを作ってしまうかもしれず、区域の指定の在り方として違和感がある。措置区域を広く指定し、大丈夫となった地域を外していくという考え方はなかったのか。

危機管理課長

委員御指摘の懸念は確かにある。一方で、新型インフルエンザ等対策特別措置法第5条に、権利等の制限に際しては必要最小限にするように規定されている。そこで、区域の指定に当たっては、今後の感染状況や飲食店の件数などを勘案し、さいたま市と川口市に限定して措置区域とした。

須賀委員

今後、新規陽性者数などを注視していく中で、措置区域を拡大していく可能性はあるか。

危機管理課長

今後の感染状況や変異株のまん延状況などを見据えていくこととなるが、状況によってはあり得ると考えている。

高橋委員

- 1 調査対象の48駅で県内全域をカバーできるのか。48駅については県内のどの駅が対象となり、想定する調査店舗数はどれくらいあるのか。
- 2 委託により実施すると聞いているが、どのような会社に委託するのか。また、一日当たりの調査員の人数、調査時間及び一人当たりの受持ち店舗数はどれくらいか。
- 3 さいたま市、川口市の店舗内の調査は、産業労働部が対応することだが、それ以外の地域の店舗内の調査について、抜き打ち調査を行う予定などはあるか。

危機管理課長

- 1 主要駅だけでなく、37市町の48駅を中心に飲食店を回る予定である。店舗数は、飲食店許可件数が50,000店あり、うち、さいたま市と川口市で約12,700店ある。48駅における飲食店許可件数は把握していないが、一日1,000件、計30,000件を調査予定である。
- 2 委託先は、人材会社や市場調査会社を想定している。調査は外観目視で行う。現在、21時までの時短要請をしているが、明日からは、さいたま市と川口市が20時までの時短要請となる。20時までの時短地域については、20時30分からおおむね一時間、21時までの時短地域については、21時30分からおおむね一時間の調査を行う。一日当たりおおむね10人で調査し、一人100店程度の調査を考えている。
- 3 危機管理防災部の調査は、閉店状況を外観調査する。店舗内の調査は産業労働部が行うが、まずは重点区域を考えたい。

高橋委員

重点区域以外の店舗内調査は予定していないのか。

危機管理課長

店舗内は産業労働部が調査を行うが、危機管理防災部も関与していきたい。措置区域を最優先で実施させていただき、それからということで考えている。

委員長

48駅のリストを、後ほど各委員に配布していただきたい。

危機管理課長

後ほど配布させていただく。

高木委員

今回の調査の結果、時短要請の協力に応じない店舗が出てきた場合に、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき過料等の措置を行う考えはあるのか。

危機管理課長

過料等の措置が行われるケースについては、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の6に該当するさいたま市と川口市が対象となる。

まずは、調査により判明した時短要請に従っていない店舗に対して、電話や訪問するなどして要請に従うように促す。それでも従わない場合は、専門家の意見を聴いてから、同法第31条の6第1項に基づく要請や同法第31条の6第3項に基づく命令を行う。それでも、従わない店舗に対して、県から裁判所に通知し、裁判所が過料を科するか決定することになる。

過料等の措置を行う場合はこのような形となるが、まずは、任意の形で御協力を呼び掛けていきたいと考えている。

浅野目委員

以前にも、時短要請への協力状況調査を実施していたと思うが、その実施期間や内容について伺う。

危機管理課長

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室からの依頼に基づき、本年1月16日から県職員による調査を開始し、1月27日からは委託調査も実施した。昨年度中は、予算の執行残で対応した。また、緊急事態宣言解除後の段階的緩和措置期間である4月1日から4月21日までの間も21時以降の時短調査を実施してきた。

今回、まん延防止等重点措置が適用になったことを踏まえて、補正予算として計上させていただいた。

浅野目委員

これまでの調査でリスクが低減したという検証は具体的に出てきたのか。

危機管理課長

時短への非協力店に対しては、個別電話依頼のほか、個別訪問を行ってきた。これにより協力に至った店もあり、多少なりとも効果はあったと認識している。

浅野目委員

飲食店だけを集中的に規制することに対する県民感情もある。リスクの回避や軽減につながったという情報開示があれば、県民も納得するのではないかと思われるが、この点に関して部長はどのように考えるか。

危機管理防災部長

リスクについては、非常に難しい部分もあるが、1月25日から3月5日までの緊急事態宣言の期間に、県職員がチラシを手渡ししてきた。142店舗中68店舗で関係者と対面できたが、多くの方から「協力する」「検討する」との回答を得られた。10店舗ほどからは拒否もされたが、粘り強く話をして協力に向けていき1歩でも2歩でも近づきたい。

東間委員

- 1 看板を下げている、消灯している等の閉店の基準はあるのか。
- 2 抑止力の観点から、調査員が調査員証などを胸にかけるといったことをする予定はあるのか。

危機管理課長

- 1 消灯や看板等を外観目視し、営業の有無を確認している。
- 2 トラブル防止のため、調査に当たっては店舗の外観写真は撮影しない形で実施しており、調査員も調査中だと明示する形ではなく、通常の形で回っている。

東間委員

- 1 トラブル防止のため店舗の写真撮影は行わないということだが、証拠をどのように残すのか。
- 2 閉店していても、遅い時間まで店内で継続して飲食しているという苦情を受けたことがあるが、このようなケースはどのように把握するのか。

危機管理課長

- 1 個々の店舗の撮影はしていないが、調査の結果、開いている店等があった場合は、調

- 査員が個々の店舗名をチェックし、後日県職員が電話等で確認している。
- 2 外観目視による調査なので、看板を下げた状態で飲食を継続していると、把握が困難である。

【付託議案に対する討論】

なし
